

# つきがた 広報

第 88 号

昭和 52 年 3 月

発 行

月 湯 村 役 場

人口動態	2月28日現在	2月中の移動	
	世帯数 791	人口総数 3,853	出生 10 転入 9
	(男 1,878)	女 1,975)	死亡 2 転出 4



おかげさまで

こんなにいいこです。

ボクたち、はいくえんの三才未満児です。きよねんの四月にははいくえんに入ってから、いちねんになりました。きょうは、おひなさまでした。

おいしいおだんごとサクラモチをたべて……おいしかったです。

はじめてのころは泣いたりしたこともあったけど、今ではみんな

がなかまよして、たのしい……。

おきょうきもよく、ちゃんとするわれるでしょう。だって、四月になれば、おとうとやいもうとがはいくえんにくるでしょう。

そしたら、おにいちゃんやおねえちゃんになるんだもん！

おてほんにならなくっちゃあ……

## 国税に不服のあるときは 国税不服審判所の利用を

税務署から更正・決定や差押えなどの処分を受けてその処分に疑問や不服があるときは、税務署に異議の申立てができます。

異議の申立て期間は、処分の申立てを受けたときから二か月以内です。

異議の申立てに対する税務署の決定は、なお、不服があるときは、国税不服審判所に審査の請求をすることができます。

審査請求の期限は、異議申立てに対する決定を受けたときから一か月以内です。

青色申告をしている人は、異議申立てをしないで、直接、審判所に

「むづかしい手続きもありません」

に審査請求をすることもできます。この場合の審査請求の期限は、処分を受けたときから二か月以内となっております。なお、期限や提出先について、特別の場合がありますから御注意下さい。

審査請求は、裁判のように弁護士をたのまなければ分らないような難しい手続きはなく、費用もいっさいかかりません。

また、審査の結果、新たに税金が増えるということもありません。

国税不服審判所は、税務署とまったく異った独立の機関であり、次のとおりです。

▽関東信越国税不服審判所新潟支所  
新潟市宮所通二番地六九二一五  
電話〇二五二〇四〇九五一番